

平成22年度 第3回 京都市自転車等駐車対策協議会 摘録

- 1 日 時 平成22年12月15日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 2 場 所 下京区総合庁舎4階 第1～3会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 内 容

（1）会長あいさつ

料金体系のあり方や、自転車マナー・ルールの向上について、本協議会の委員の皆様には毎回建設的な意見をたくさん出していただいているので、今回も活発な議論をお願いしたい。

（2）資料確認

（3）新規就任委員の紹介

（4）定員数確認

【事務局】

本協議会の委員数30名のうち、現時点で17名（最終20名）の出席があり、委員の過半数を超えることから、「京都市自転車等放置防止条例施行細則」第13条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを確認する。

（5）議題（1）自転車等駐車場の料金体系のあり方について

【事務局】

（資料説明）

【塚口会長】

改正案の内容で、時間の区切り方が、前回までは1～4時間と4～8時間であったものが、今回は1～5時間と5～10時間となっている点が今回の変更点である。また、定期料金についても、前回までは3,000円に設定されていたものを、現行どおりの2,700円とするように変更になっている。前回示されていた案から若干の変更はあるが、それらも含めて、ただいまの事務局の説明に対し、質問等はないか。

【石野委員】

確認であるが、今提案のあった料金体系の変更が適用されるのは、市営駐輪場だけということでしょうか。民間駐輪場は関係ないということでしょうか。

【事務局】

対象となるのは、本市が運営する駐輪場全体である。当面は短時間の利用者が多い都心部での実施を考えている。機械の関係もあるので、導入できるところから、実施していきたいと考えている。

【石野委員】

その内容であれば、この料金体系に賛成である。

【塚口会長】

ほかに御意見がないようで、皆様にご理解をいただけたようである。

新しい料金体系の導入に当たっては、条例改正案を市議会に諮り可決される必要がある。可決された場合には、導入可能な駐輪場から導入されていくことになると思われる。今後も協議会において、進捗状況を報告していただきたい。

(6) 議題(2) 自転車等マナー・ルールの確立に向けた取組について

【事務局】

(資料説明)

【小林委員】

(国道9号五条通自転車道社会実験について資料説明)

実験に当たっては、歩行者と自転車の動線が重なる交差点部での自転車の挙動の調査と、バス停付近における自転車とバス乗降者の挙動や危険性についての調査の2つを大きなポイントとした。

同時に実施したアンケート調査では、本日までに自転車220通・歩行者120通の回答が寄せられており、現在回答をまとめている最中である。自由記述欄の記載内容を一部紹介させていただくと、「自転車利用者のマナー違反が多いので意識改革が必要」という意見や、「実験場所は西側の歩道が狭い市立病院前のあたりが適当なのでないか」という意見、歩行者からは「日頃から歩道を歩いていて危険を感じているので、このような取組を進めてほしい」という意見があった。またアンケートがまとまり次第、報告させていただく。

【塚口会長】

それではただいまの説明について、どのような視点からでも結構なので、意見をお願いしたい。

【長島委員】

自転車保険について質問であるが、一家に自転車が何台もある場合は、どのように加入するのか。

【事務局】

自転車に特化した保険として、TSマークは自転車1台ごとに整備を受けて加入する付帯保険である。補償額が最大1,000万円のものとは最大2,000万円のものとの2種類ある。また、自転車に特化したものではないが、生命保険や自動車保険の特約として加入できるが、会社により内容が異なる。

【中田委員】

五条通の社会実験についての質問である。歩道上で最も危険な状態は自転車と歩行者が錯綜している状態である。その中でも、視覚障害者が一人で歩く場合は特に危険である。社会実験の中の項目として、視覚障害者が一人で歩く場合や盲導犬と一緒に歩行する場合の調査についても加えてほしい。

また、聴覚障害者にとって夜間の無灯火自転車が非常に危険であるので、この点に関する社会実験の検討についてもぜひお願いしたい。

【小林委員】

12月から亀岡の大井で歩道がなかったところに歩道を設置する工事を行っているが、設計段階で、障害者の会と一緒に現地を歩いて点字ブロックや標識の設置位置について意見をいただき、整備に反映させるということをしており、今後、整備や社会実験にあたっては、是非ご協力をお願いしたい。

【中田委員】

五条通の社会実験のアンケート調査をもう一度実施する予定はないのか。

【小林委員】

現在のところ、予定はないが、ご意見いただけるのであればぜひお願いしたい。

【中田委員】

毎年10月はじめに障害者団体として交通安全啓発活動を実施しているが、この場だけで協会を周知していくのは難しい。京都府視覚障害者協会本部に連絡をもらえれば、積極的に活動やイベントに参加していきたい。

【上村委員】

- ① 保険に加入していたら、盗難自転車が手元に戻ってくる可能性はどの程度あるのか。加入すれば警察官が自転車を発見してくれる可能性が高まるのか。
- ② 五条通の社会実験において、バスの乗降客と自転車が錯綜することをどのように回避したのか教えてほしい。
- ③ 11月23日付の京都新聞に五条通の社会実験の記事が掲載されていたが、実験をしていることがわからず、いつもどおり歩道を走行する自転車が多いとのことだった。周知不足だったのではないか。

【古川委員】

①についてであるが、TSマークは対人のみの補償であり、盗難の補償については関係がない。TSマークは2種類あり、青色ステッカーが最大1,000万円の補償、赤色ステッカーが最大2,000万円の補償である。例えば、赤色ステッカーを貼付してもらうには、自転車安全整備店で1,000円～1,500円支払い、整備を受けることが必要である。TSマークは整備に付帯する保険であり、自転車安全整備店で整備を受けた自転車が補償の対象となる。整備の金額を統一できないかという意見もあるが、統一すると独占禁止法違反となるため、できないとのことである。

【小林委員】

上村委員の③については、新聞社の取材が実験初日の22日の朝で、23日の朝刊に掲載された。実験初日の朝ということで、いつもどおり歩道を自転車で走行する人が多かったようであるが、看板を工夫したり、誘導員を立てることで、後半はうまく自転車道へ自転車を誘導できたと認識している。

②については、バス事業者にも事前に連絡していたし、バス停付近が危険であることは予測できていたので誘導員をつけて対応した。また、自転車道部分には横断歩道及び停止線を設置し、自転車道横断時の歩行者の安全確保につとめた。しかしながら、実際に自転車道を設置することになった場合に、常時誘導員をつけておくのは無理であるためどのように対処するかは今後の課題である。

【岩本氏（猪本委員代理）】

上村委員の①についてであるが、自転車購入から1年以内に盗難にあった場合は購入費の一部を補償するという保険のことを言っておられるのかと思う。2年目以降はその保険には加入できないはずである。

また、警察官が盗難自転車を発見して持ち主のもとに戻すというのは、防犯登録に加入している場合だと思われる。防犯登録は500円で加入でき、自転車の持ち主を登録するので、加入すれば盗難にあった場合や京都市が撤去した場合に、本人に連絡が入り自転車が戻ってくる可能性が高くなる。ただし、有効期限があるので注意いただきたい。

【井原委員】

京都市自転車安心安全条例の施行はいつからか。

また、京都府の条例と重複しているところは削除しているのか。

【事務局】

条例は12月17日に一部が施行され、残りは平成23年4月から施行される。

京都府の条例と重複しているところは削除している。

【石野委員】

市役所前や寺町通に啓発指導員を立ててもらっているおかげで、放置自転車は随分と減っている。ところで、市に支払われている、民間駐輪場の占用料はどこに入って、どのように活用されているのか。占用料をマナー啓発の財源とすることはできないのか。

【事務局】

占用料は基本的に一般会計に入る。一部は建設局の財源となり、道路補修等に使われている。

ところで、四条寺町南側の放置自転車対策として、藤井大丸さんの協力のもと、近くに民間事業者が本市の助成金を利用して駐輪場を整備した。10月のオープンから1ヶ月間、民間事業者がスタッフを立たせ、啓発した結果、平日で100~200台、休日で200~300台あった放置自転車がゼロになった。この状況を維持するため、本市では11月から国の緊急雇用対策事業の補助金利用により雇用している職員を寺町通に配置し、啓発を行っている。この取組の効果があつたので、放置自転車が多い寺町御池や河原町御池でも実施している。今後も予算を確保しながら啓発を実施していきたいと考えている。

【石野委員】

御池通まちかど駐輪場の占用料をマナー啓発や新たな駐輪場の整備に使ってもらいたい。

【事務局】

そのようなことができれば自転車政策としても非常にありがたい。このような意見があつたことは局に報告する。

【石野委員】

御池通の実証実験で、ガードマンが立っていた北側は、歩行者・自転車ともにルールを守って通行している様子が見受けられたが、実験をしていない南側は全くルールが守られていなかった。ガードマンが立っていればルールを守るというのが人間の心理である。

別紙1のアンケート結果から言っても、本来なら全員が全問正解してもらうのが当然である。それぞれの設問で、不正解者が存在する時点で、マナーや交通ルールの周知が足りないということである。

【岩本氏（猪本委員代理）】

別紙1のNo.4の結果からもわかるように、自転車がどこを走行すればよいかということがわかっていない利用者が多い。また、自転車も標識に従わなければならないという意識が低いことにも驚いた。

京都市自転車安心安全条例で注目したいのが、教育機関で交通安全教育を実施すべきであると明記されている点である。学校で交通安全について学んだことを子どもたちが家庭に持ち帰ってくれることに期待したいと思う。

【中田委員】

市内でも自転車と歩行者を分離している道路が増えていると思うが、広がっている自転車道が、駐輪場化してしまっているケースも見受けられる。

また、幼児用ヘルメットが普及してきたように思うが、中にはヘルメットを装着させずに3

人乗りをするなどの、危険な乗り方をしている保護者もいる。親への教育はしてもらえないのか。

【岩本氏（猪本委員代理）】

歩道上への駐輪については、市と協力して、啓発と撤去を繰り返して取り組んでいきたいと考えている。

子どものヘルメットの着用は府の条例で保護者の義務と定められている。ヘッドホンや携帯電話を使用しながら自転車を運転することも府の条例で禁止している。警察では、違反者に年間数万件の指導書を渡し、指導に当たっている。

【井原委員】

京都市自転車安心安全条例の内容はどのようにすれば見ることができるのか。

【事務局】

京都市のホームページに掲載しているので、確認いただきたい。

（7）全体を通じて

【小谷委員】

料金体系について、柔軟に料金を変更できるようにし、適切なサービスを提供しつつ、放置自転車を減少させる料金を模索していくことが今後重要なことだと思う。地域や利用に応じた料金体系を設定することで、まずは御射山自転車等駐車場で導入し、必要に応じて見直せばよいと思う。地域ごとにも検討を積み重ね、京都市として一定のガイドラインを作成し、利用者にとってわかりやすいものにしていただきたい。

また、今回は特徴のある社会実験をしていただいたと思う。車道を削減することは難しいことだが、うまくやっていたようだ。自転車の通行帯をどう確保していくかの方向性についてまとめていただきたい。バス停における自転車と乗降客の錯綜についても指摘があったが、海外においてはバス停付近では自転車通行帯を迂回させて設置して、バス停と交差しないように工夫したりしているところもあった。今後、交差点部分での自転車通行帯のあり方など細かい部分についても十分に検討し、新たな提案をしていただきたい。

京都市自転車安心安全条例には、これまでも議論のあったパートナーシップについて規定していただけた。パートナーシップとは、それぞれが対等の立場で協力・連携し、役割を果たしていくことにあると思う。パートナーシップの規定は評価すべき点である。

【塚口会長】

本協議会では毎回着実に新しい提案をしていただき、委員の皆様からはいろんな角度から意見をいただき、ありがたく感じている。

料金体系については、今回の見直しにより、うまくいくか検証し、うまくいかなかった場合は方向修正していきたい。そのためにも、本協議会において、進捗状況や結果について報告してもらいたい。

自転車の問題については、駐輪問題から走行空間の確保へ注目の的が移りつつある。交差点やバス停での走行空間の確保が非常に難しい問題だと思う。地域に根ざした施策が重要であるため、京都市民の行動にあったようなものにしていただきたい。

交通ルールを小学生のころから学習させることが大切であるので、条例に規定があるように交通安全教育を徹底していただきたい。

(8)閉会のあいさつ（二木部長）

駐輪場の料金体系については協議会でうまくまとめていただき、大変ありがたく感じている。今後2月市会に料金改定の条例案を諮っていききたい。また、料金改定にあたっては、指定管理者と十分協議を行い、利用者や地域の特性を十分調査し、導入していききたい。

自転車利用マナー・ルールの向上に関する取組としては、京都市自転車マナー向上等適正化協議会において、走行マナー、駐輪マナー及び自転車保険への加入促進等の内容を盛り込んだ自転車に関する総合リーフレットを作成し、配布していきたいと考えている。また、府の自転車安全利用推進員を市内でも企業や公共団体を中心に広く育成していければと考えている。

御池通の実証実験については、実験だけで終わらず、今後どのように走行環境を整備していくか早く方向性を決めていききたい。

自転車保険に関しても、撤去した自転車をリサイクルする際には業者にTSマークを貼付するよう徹底させていききたい。

今後もPDCAサイクルの中で、委員の皆様とは末永くお付き合いさせていただきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

京都市自転車等駐車対策協議会委員名簿

(任期：平成21年6月17日*～平成23年6月16日) *改選委員は改選日から (敬称略, 五十音順)

氏名	役職等	出欠
赤沼 淳子	京都市立PTA連絡協議会親まなび委員長	欠席
秋田 和子	京都市老人クラブ連合会理事	出席
石野 猛	京都商店連盟理事	出席
伊豆田 富美子	京都市地域女性連合会常任委員	欠席
稲垣 繁博	京都商工会議所産業振興部長	欠席
井上 和彦	京のアジェンダ21フォーラム事務局長	出席
猪本 英雄	京都府警察本部交通部駐車対策課長	岩本課長補佐代理出席
井原 秀隆	京都サイクリング協会理事長	出席
井料田 信孝	京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課長	出席
上村 憲子	公募委員	出席
奥田 英雄	西日本旅客鉄道株式会社京都支社総務企画課長	欠席
小谷 通泰	神戸大学大学院教授	出席
九後 順子	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部調査役	出席
倉橋 孝壽	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部企画統括部営業企画部長	小林営業企画課長 代理出席
小林 賢太郎	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長	出席
鈴鹿 佳高	京都百貨店協会事務局長	出席
高田 艶子	コンシューマーズ京都(京都消団連)副理事長	欠席
丹司 透	叡山電鉄株式会社常務取締役総務部長	出席
塚口 博司 ○	立命館大学教授	出席
土田 稔	京都市交通局高速鉄道部営業課長	狩野管理係長代理出席
富永 良介	京都府警察本部交通部交通規制課長	出席
中田 壽子	京都府視覚障害者協会理事	出席
長島 伊津子	京都市肢体障害者協会役員	出席
古川 孝助	京都府自転車軽自動車商協同組合理事長	出席
前田 勝	京阪電気鉄道株式会社鉄道企画部課長	出席
松本 佳久	東海旅客鉄道株式会社新幹線京都駅総務科長	欠席
丸毛 静雄	株式会社京都新聞社論説委員	欠席
水田 潤二	京福電気鉄道株式会社取締役鉄道部長	欠席
溝口 侑	公募委員	欠席
李 利奈	公募委員	欠席

※ ○印は会長を表す。